

個人情報ファイル簿（改正保護法により作成・公表が義務付けられている個人情報ファイル簿用）

1	個人情報ファイルの名称	札幌市青少年育成委員会委員名簿	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課	
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市青少年育成委員会委員情報を管理するため	
5	記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日・年齢、5 電話番号、6 委員歴、7 委員区・地区	
6	記録範囲	札幌市青少年育成委員会委員に内申及び選任された者	
7	記録情報の収集方法	各区からの提供	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	なし	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－	
		（所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（改正保護法により作成・公表が義務付けられている個人情報ファイル簿用）

1	個人情報ファイルの名称	札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰表彰者名簿	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課	
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰表彰者情報を管理するため	
5	記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 年齢、5 団体名	
6	記録範囲	札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰に推薦及び内定・表彰された者	
7	記録情報の収集方法	推薦者からの提供	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	なし	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－	
		（所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（改正保護法により作成・公表が義務付けられている個人情報ファイル簿用）

1	個人情報ファイルの名称	子どものくらし支援コーディネート事業支援対象者ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課	
4	個人情報ファイルの利用目的	子どものくらし支援コーディネート事業において困難を抱える子どもとその家庭に対し継続的な支援を行うために、対象となる子どもとその家庭の詳細情報及び支援経過の管理のために利用する。	
5	記録項目	1 対象者（子ども）氏名、2 対象者住所・電話番号、3 対象者性別、4 初回相談時の対象者所属（学校名等）・学年、5 ファイル更新時の対象者所属（学校名等）・学年、6 保護者氏名、7 初回相談日、8 相談者氏名・連絡先・属性、9 家庭の状況、10 相談種別（課題の傾向）、11 対象者の状況（具体的エピソード）、12 対象者に関わる機関名・担当者名・連絡先、13 支援計画、14 支援内容の経過記録	
6	記録範囲	事業において継続支援が必要と判断した子どもや若者（出生前から概ね20歳代前半までの者）	
7	記録情報の収集方法	相談者からの情報提供、子どもやその家族からの聞き取り、関係者・関係機関からの情報提供	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課 （所在地）〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目5 大通バスセンタービル1号館7階	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する	—	

	る提案をすることができる期間	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
19	備考	